

入札(見積)執行調書入札(契約)結果書

年災		事項				契約	令和2年6月17日	
工事番号	20-4	1360-0073	工事名	積算業務	委託(道整・再復)	着工	令和2年6月17日	
入札執行	年月日	令和2年	6月16日	発注種別	90 その他	完成	令和2年11月16日	
審議	番号	公所	000000	本庁				
路線・河川名 国道118		号	•			予 定 価 格		
工事箇月	L事箇所 自 南会津郡下郷町大字小沼崎地内				14, 573, 900			
	至		(仮称) 田代トンネル					
工事	既 要	積算委託N=	2件					

業者コード	落	札 者の住所	=		
業 者 名	入札額及	び再入札額	落札額 (契約額)		
900013050	福島市 中町7-17				
一般財団法人 ふくしま市町村	(1) 12, 180, 000) (2)			
支援機構	(3)	(4)	13, 398, 000		
	(1)	(2)			
	(3)	(4)			
	(1)	(2)			
	(3)	(4)			
	. ,	1 ' '	l		
	(1)	(2)	I		
	(3)	(2) (4)			
	(0)	(1)			
	(1)	1 (a)			
	(1) (3)	(2) (4)			
	(3)	(4)			
	(1)	(2)			
	(3)	(4)			
	(1)	(2)			
	(3)	(4)			
	(1)	(2)			
	(3)	(4)			
	(1)	(2)			
	(3)	(4)			
		!	!		
	(1)	(2)			
	(3)	(4)			
★ ト記入材類に 沿弗超頻	■ fを加管した婚が地方自治	1 1 0 中当 7 12 57 万 17 17 7	<u> </u>		

- ※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
- ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

今回委託を行おうとする業務は、下記1の工事の積算である。

この業務について、下記2により委託しようとするものであるが、当該契約に当たっては、下記3以下に記載の理由のとおり、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると共に、県財務規則施行通達第269条関係1-(3)に定める「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不適当であるとき」に該当することから、単独見積による随意契約としたい。

記

1 工事概要 /

- (1) 工 事 名 道路橋りょう整備(再復)工事(トンネル)
- (2)路線名国道118号
- (3) 工事箇所名 南会津郡下郷町大字小沼崎地内 (仮称) 田代トンネル /

2 委託を行おうとする理由

「うつくしま行財政改革大綱」に基づき、定員削減などの行財政改革を進めている中にあって、土木部の執行体制上、積算業務の一部を外部委託することが必要である。シ

3 随意契約の理由 /

- (1) 積算業務の性格/
 - ①積算業務を行うに当たっては、県が定める「標準積算基準」によることを基本としているが、必要に応じては国や公的機関が定める「積算基準」を参考とすることや、見積を収集し新たに基準を作成しなければならないことがあるなど、当該時点における積算基準に関する知識と情報を熟知していることが求められる。/
 - ②積算業務は、経験や現場状況に基づく工法の選定なども含めた総合技術であり、特に特殊な工事の積算については高度な技術力、ノウハウの蓄積が必要である。
 - ③発注者業務を代替・補完する業務であり、中立性、正確性が求められる。

(2) 当該工事の特殊性 /

この積算業務の対象はトンネル工事であり、その積算に当たっては、積み上げ計算や歩掛の調整作業等が複雑かつ膨大となり、積算に関する豊富な知識、経験が必要であり、「入札等制度改革に係る基本方針」に掲げる特殊な工事に該当する。

4 単独見積の理由及びその相手方

財団法人ふくしま市町村建設支援機構は、長年にわたり、県の業務を補完・代替する公的機関として積算業務に携わっており、当該業務を処理する知識や経験、技術を備えると認める県内唯一の機関である。